

第46号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

目次	ページ
1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律について .....	1
2 長崎市内の辺地の状況 .....	3
3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（辺地計画）の変更の概要について 高島辺地 .....	4
4 「辺地に係る公共的施設の総合整備計画（抜粋）」新旧対照表 .....	8



# 1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律について

## (1) 目的(法第1条)

辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

## (2) 定義(法第2条)

ア 「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

### (ア) 人口要件

当該地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の中に50人以上の人口を有すること。  
(地域の中心とは当該地域で宅地3.3㎡の価格が最高の地点)

### (イ) へんぴな程度の基準

辺地度点数(バス停、学校、医療機関、郵便局、役所等までの距離や諸条件を点数化したもの)が100点以上であること。

イ 「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村道、橋りょう</li> <li>○農林道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程のスクールバス・ボート、寄宿舎、教職員住宅、学校給食施設・設備、へき地集会室</li> <li>○公民館その他の集会施設</li> </ul>
厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○保育所、幼保連携型認定こども園、児童館</li> <li>○母子健康包括支援センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの)</li> </ul>	産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電灯用電気供給施設</li> </ul>	

(3) 総合整備計画(法第3条)

公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。また、総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(4) 財政上の支援措置(法第5条・第6条)

総合整備計画に基づいて実施する事業に地方債(辺地対策事業債。以下「辺地債」という。)を充当することができる。

ア 充当率:原則として100%(公営企業債の対象となる施設は50%)

イ 交付税措置:起債の元利償還金の80%について普通交付税で措置

## 2 長崎市内の辺地の状況

下線:追加

地区名	辺地名	人口(人) ※1	面積 (km <sup>2</sup> )	辺地度 (点数) ※2	策定中の総合 整備計画の 計画年度	事業名
高島	高島	380	1.2	155	H30~R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路事業(高島町17号線)</li> <li>・道路事業(高島町18号線)</li> <li>・消防車両等整備事業</li> <li>・高島炭鉱跡高島北溪井坑跡整備事業</li> <li>・高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業</li> <li>・飛島磯釣り公園施設整備事業</li> <li>・高島いやしの湯施設整備事業</li> <li>・診療施設整備事業</li> <li>・医療機器整備事業</li> <li>・公共下水道事業 <u>増額</u></li> <li>・超高速インターネット環境整備事業</li> </ul>
野母崎	木場	117	0.2	123		
外海	池島	159	1.1	149	H30~R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池島炭鉱体験施設整備</li> <li>・医療機器整備事業</li> <li>・離島振興センター施設整備事業</li> <li>・超高速インターネット環境整備事業</li> <li>・池島港浴場施設整備事業</li> </ul>
	扇山	81(81)	6.5	112	R2~R6	・超高速インターネット環境整備事業
	上大中尾	82	2.7	102	R2~R6	・超高速インターネット環境整備事業
琴海	尾戸	674(450)	6.81	120	H30~R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落排水事業</li> <li>・超高速インターネット環境整備事業</li> </ul>
	形上	73	4.02	116	R2~R6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路改良(市道形上岳線)</li> <li>・超高速インターネット環境整備事業</li> </ul>
	赤水	70	3.04	155	R2~R6	・超高速インターネット環境整備事業
	桂山	101	1.6	140		
	脇崎	76	0.83	133	R2~R6	・超高速インターネット環境整備事業
合計	10 辺地	うち計画策定地区 8地区				

※1 ( )は、当該地域の中心から5km<sup>2</sup>以内の人口(50人以上が辺地の要件)

人口については、計画策定時の数値

※2 辺地度(点数)については、計画策定時の数値

### 3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(辺地計画)の変更の概要について

#### [高島辺地]

#### (1) 経緯

高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、平成30年3月に平成30年度から令和4年度までの5年間計画として策定しているが、令和4年度に予定している公共下水道事業の事業費の増額に伴い、計画を変更するもの。

#### (2) 事業内容

##### ア 公共下水道事業 **増額**

公共下水道事業においては、施設の老朽化等による事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設の状態を把握しながら、施設の改築等を行っている。

高島浄化センター内の次の設備については、点検や調査により、劣化が進行し、改築・更新が必要と判断したことから、整備を実施する。

##### (ア) 浄化センター用水設備改築工事

本設備は、高島浄化センター供用当初より稼働し、設置後22年を経過している。設置場所が屋外のため劣化が進行し、故障が頻発していることから改築するもの。

改築箇所:雑用水用ストレーナ1基

事業費① 7,500千円【財源:辺地債1,600千円】

##### (イ) 汚泥貯留槽及び返流水ピット改築(防食)詳細設計業務委託

本設備の防食塗装が劣化しているため、設備の改築(防食)に向け、劣化状況の調査及び設計を行う。なお、改築工事は令和5年度に予定している。

事業費② 4,400千円【財源:辺地債1,200千円】

事業費合計①+② 11,900千円【財源:辺地債2,800千円】

# 高島地区全図

## 高島辺地

高島町 17 号線  
L = 170m  
W = 4m

高島町 18 号線  
L = 92m  
W = 4m

消防団第 47 分団 2 部

高島炭鉱跡北溪井坑跡

消防団第 47 分団 1 部

高島炭鉱跡北溪井坑跡  
周辺環境整備場所  
(旧高島町営プール跡)

運糧船が昇る丘群露台

高島いやしの湯

高島地域  
センター

飛鳥磯釣り公園

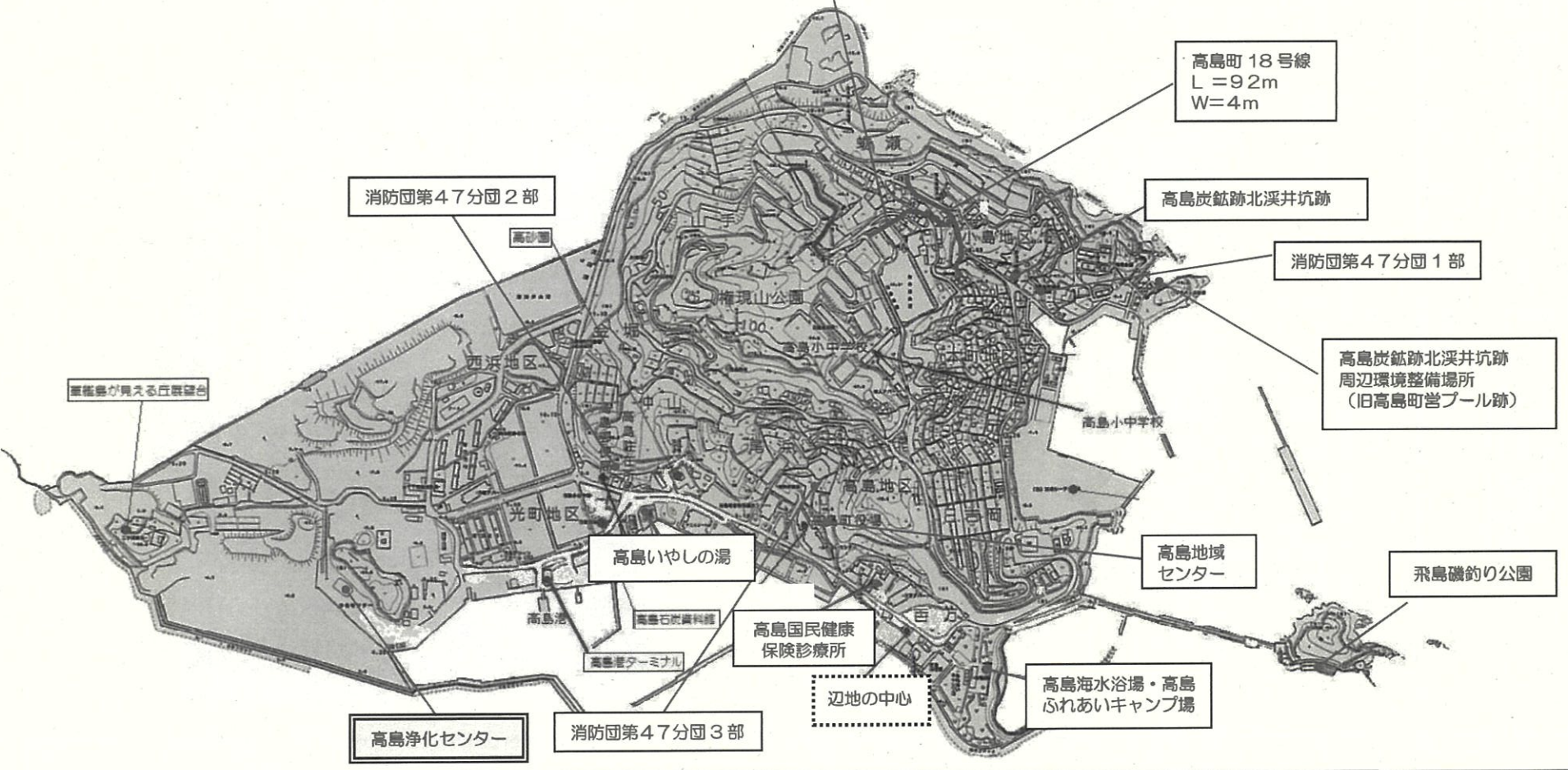
高島国民健康  
保険診療所

高島海水浴場・高島  
ふれあいキャンプ場

高島浄化センター

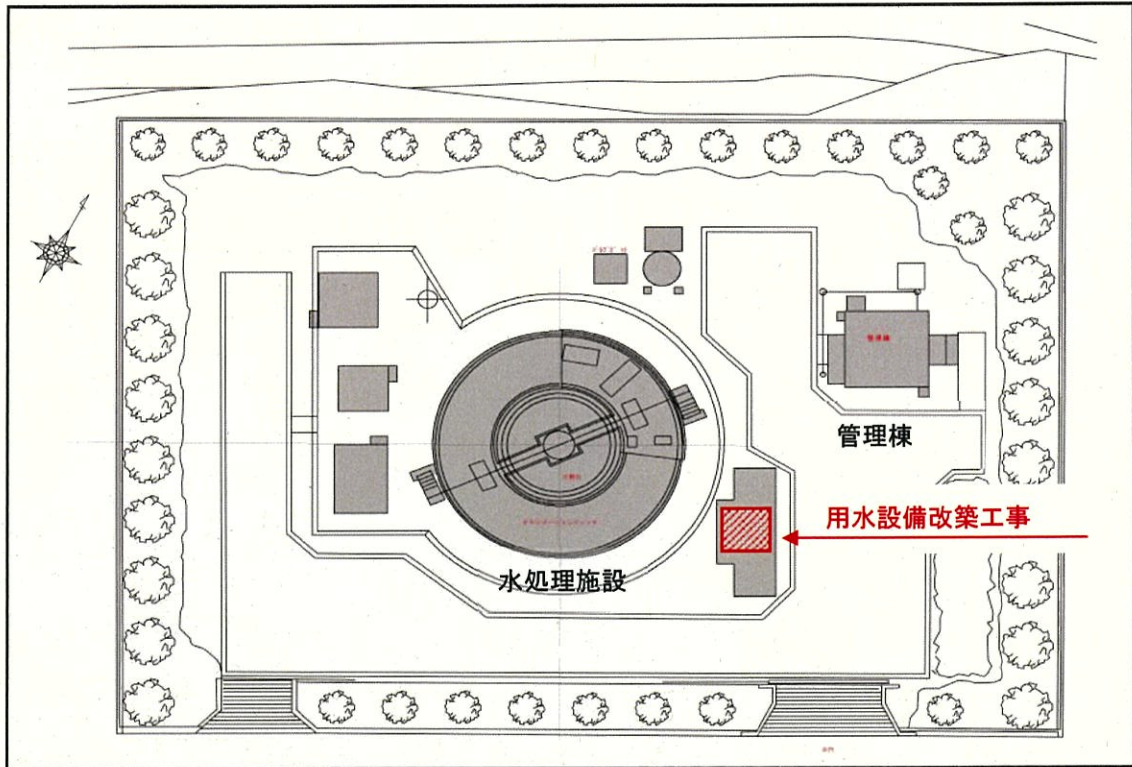
消防団第 47 分団 3 部

辺地の中心



# 高島浄化センター用水設備改築工事

高島浄化センター平面図



現況写真



雑用水用ストレーナ

既設用水設備

(雑用水用ストレーナの状況)  
平成 11 年設置 22 年経過

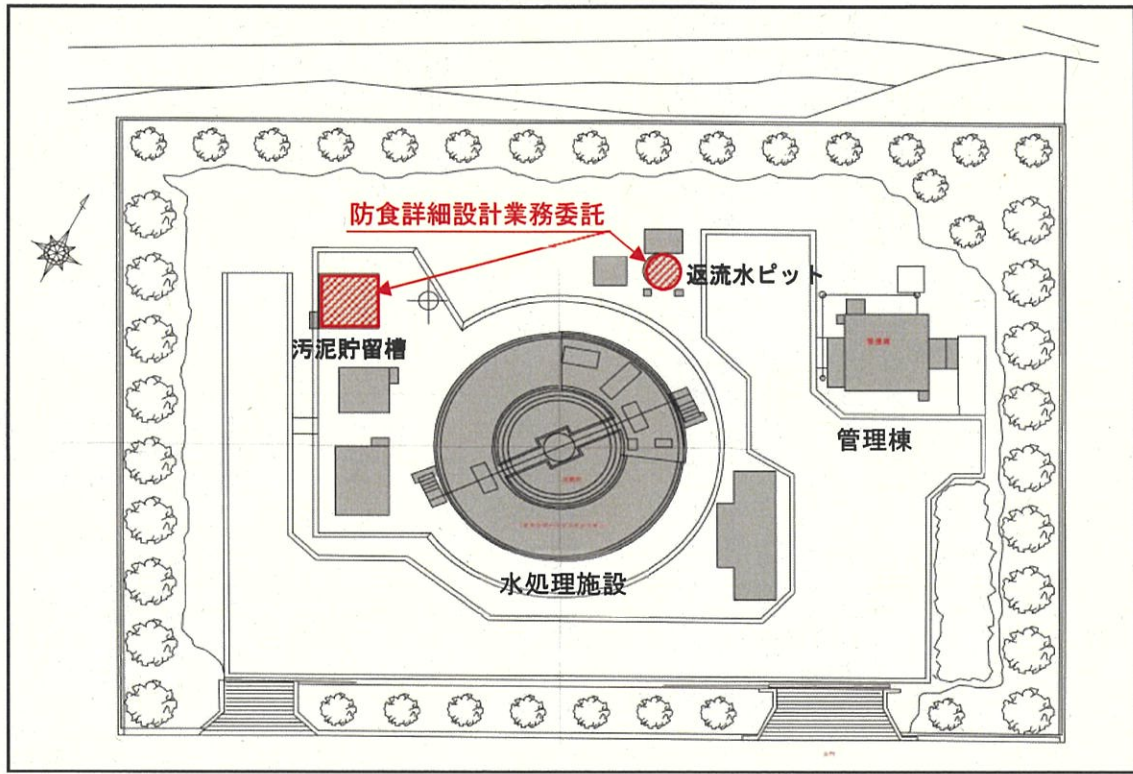
(今回改築内容)  
雑用水用ストレーナ 1 台  
処理能力 0.1m<sup>3</sup>/分

※雑用水用ストレーナとは、放流水を場内の機器洗浄用などの水として使用するために落ち葉などのゴミを取り除く設備。



# 高島浄化センター防食詳細設計業務委託

高島浄化センター平面図



現況写真



汚泥貯留槽※1

槽内部



返流水ピット※2

槽内部

(防食塗装の状況)  
平成 11 年設置 22 年経過

(今回業務内容)  
コンクリート防食詳細設計 一式  
コンクリート腐食度調査 一式

※1 汚泥貯留槽とは、汚泥を場外に搬出するまでの間、一時的に貯留する槽。

※2 返流水ピットとは、汚泥を濃縮する工程で発生する水(上澄み水)などを水処理に戻すまでの間、一時的に貯留する槽。

#### 4 「辺地に係る公共的施設の総合整備計画(抜粋)」新旧対照表

##### 【高島辺地】

変更前						変更後					
2 公共的施設の整備を必要とする事情 (10)公共下水道事業 高島浄化センターは、下水処理施設であり、下水道の機能維持において非常に重要な役割を果たしていることから、災害時等に停電が発生し電源の確保が困難となった中でも、下水処理の機能を維持する必要があるため、自家発電設備を設置し災害時等における施設機能の維持を図る。						2 公共的施設の整備を必要とする事情 (10)公共下水道事業 高島浄化センターは、下水処理施設であり、下水道の機能維持において非常に重要な役割を果たしていることから、災害時等に停電が発生し電源の確保が困難となった中でも、下水処理の機能を維持する必要があるため、自家発電設備を設置し災害時等における施設機能の維持を図る。加えて、雑用水用ストレータの更新並びに汚泥貯留槽及び返流水ピットの防食塗装の改築に向けた調査及び設計を行い、下水処理機能の維持を図る。					
3 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間 (単位:千円)						3 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間 (単位:千円)					
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
道路	長崎市	5,000		5,000	5,000	道路	長崎市	5,000		5,000	5,000
診療施設	長崎市	15,100		15,100	15,100	診療施設	長崎市	15,100		15,100	15,100
電気通信施設	民間事業者	127,000	53,050	73,950	31,830	電気通信施設	民間事業者	127,000	53,050	73,950	31,830
下水処理施設	長崎市	20,000	10,120	9,880	4,300	下水処理施設	長崎市	31,900	15,665	16,235	7,100
消防施設	長崎市	8,200		8,200	7,800	消防施設	長崎市	8,200		8,200	7,800
観光・レクリエーション施設	長崎市	151,800	28,896	122,904	122,900	観光・レクリエーション施設	長崎市	151,800	28,896	122,904	122,900
合計		327,100	92,066	235,034	186,930	合計		339,000	97,611	241,389	189,730